

---

## 付属書A:

### 本委員会の勧告

---

#### 核軍縮戦略全体への勧告

1. 核軍縮は、遅くとも2025年までに達成されるべき「最小化」と、その後可能な限り早期に達成されるべき「廃絶」という二段階の過程として追求されるべき。短期的行動計画（2012年まで）、中期的行動計画（2025年まで）、長期的行動計画（2025年以降）はこのような目的を反映すべき。[7.1–5; 第17章、第18章、第19章参照]
2. 短期的努力と中期的努力では、核兵器の全般的な非正当化を達成することと、以下を特徴とする「最小化地点」を、可能な限り早期にかつ遅くとも2025年までに達成することに焦点をあてるべき。
  - (a) 低い核兵器数: 世界の核弾頭数を2000発以下（現在の核弾頭保有量の10%以下）に
  - (b) 合意された核政策: すべての核武装国が核兵器の先制不使用を公約
  - (c) 信頼できる核戦力態勢: この核政策を反映した検証可能な配備と警戒態勢 [7.6–15; 第6章（非正当化について）および第17章と第18章]
3. ゼロを達成するための目標期日を、現時点で確実に特定することはできないが、最小化地点から廃絶に移行するために必要な条件についての分析と議論は直ちに開始すべき。[7.15–16; 第19章]

#### 不拡散戦略全体への勧告

4. 核不拡散のための取組は、需要（核兵器は国の安全保障やその他の利益を向上させるものではないとの説得を行う）と供給（核兵器を購入し、または製造することを可能な限り困難にするような多種多様な措置（後の勧告の中で取り上げられる）を

維持し、強化することを通じたもの)の両側面に焦点を当てるべき。[8.9–16;第9章から第15章も参照]

## 保障措置と検証に関する勧告

5. すべての国は、追加議定書の適用を受け入れるべき。普遍化を進めるため、追加議定書の締結をすべての原子力関連輸出の条件とすべき。[9.7]
6. 兵器化に関連する可能性のある活動をIAEAが調査する権限を明確にするため、汎用品目、輸出拒否事由の報告、より短い期間での事前通告、そして特定個人からの聞き取りの権限に関する明確な規定を追加することにより、追加議定書とその附属書を改訂し、強化すべき。[9.8–9]
7. 保障措置が機械的に適用される制度から情報に基づいて適用される制度に移行する必要性に伴い、国とIAEAの双方が、双方向の情報共有を拡充し、IAEAは秘密保持と非透明性の文化を見直すべき。[9.10–11]

## NPTの遵守と執行に関する勧告

8. 遵守に関する決定に当たっては、IAEAは、基本的に自らの役割を技術的基準に基づく判断に限定し、この基準を一貫性と信頼性のある形で適用し、政治的帰結については国連安全保障理事会の決定に委ねるべき。[9.15]
9. 国連安全保障理事会は、NPTからの脱退は、原則として、国際の平和と安全に対する脅威であるとみなされ、国連憲章第7章の下でそうみなされることから生じるすべての制裁的帰結を伴うことを明確にし、脱退を厳しく思いとどまらせるべき。[9.20]
10. NPTから脱退する国は、NPT締約国であった時に入手した原子力関連物質・機器・技術を、非平和的目的のために利用してはならない。脱退前に提供されたそのような資材は、可能な限り返還されるべきであり、これは安全保障理事会により執行される。[9.21–22]

11. すべての国は、原子力関連輸出に関して、受領国が脱退する場合には、それ以前に提供されたあらゆる核物質及び核機器、並びにそれを使用して生産されるあらゆる物質に関して保障措置が継続することに受領国が合意することを条件とすべき。  
[9.23]

## IAEAの強化に関する勧告

12. IAEAは、特別査察を含め現行の権限を最大限活用すべきであり、また、国は、不備が特定される場合にはいつでもIAEAの権限を強化すべき。[9.24]
13. IAEAが課せられた機能を十分かつ効果的に果たすためには、2008年にセディージョ委員会が提言したように、IAEAに対して以下を与えるべき、
- (a) IAEA保障措置分析所(SAL)を一新するための単発的な資金注入、
  - (b) 通常予算以外の拠出金に対する主要な機能の依存を軽減するため、実質ゼロ成長の制約を無くした通常予算の大幅な増額、
  - (c) 中期的・長期的計画を可能とするための将来的財源の十分な確保、および
  - (d) 職員の派遣および訓練機会の提供における、各国および産業界からの支援。
- [9.25–27]

14. IAEAの組織文化、特に透明性および情報共有の問題について、セディージョ委員会、または後継委員会による第三者的立場からの見直しを検討すべき。[9.28]

## NPT以外の条約と枠組みに関する勧告

15. 原子力供給国グループ(NSG)は、NPTの枠外にある国との原子力協力協定のために、CTBT批准、保障措置下でない核分裂性物質の生産を停止する意思の表明、核関連施設・物質の防護および核関連輸出管理における実績、といった要素を考慮に入れたクライテリア・ベースト・アプローチを策定すべき。[10.3–9]

16. 拡散に対する安全保障構想(PSI)を、機密情報の評価、活動の調整と資金提供、そして拡散懸念国に(もしくはその国から)輸送される疑わしい物質の阻止に関する一般的な(もしくは特定の)勧告または決定を実施するための中立的な機関として、国連システム内に再編すべき。[10.10-12]

## **NPT非締約国への義務の拡大に関する勧告**

17. 現在NPTの枠外にいるインド、パキスタン、イスラエルの核武装3カ国については、近い将来にNPTに加入する可能性が低いという現実にかんがみ、同等の不拡散・軍縮義務を求める類似の条約および枠組への参加を実現するため、あらゆる努力を行うべき。[10.13-16]
18. 軍縮・不拡散に対するコミットメントを証明する厳格な客観的基準を満たし、また、この点に関し将来に向けた具体的なコミットメントへの法的拘束力を伴う公約を行うことを条件として、これらの国による民生目的の核関連物質・技術の利用を、NPT締約国と同等の基準で認めるべきである。[10.17]
19. これらの国は、NPT締約国である核兵器国と同等の立場で多国間軍縮交渉に参加すべきであり、NPTに加入していないことを理由に異なる扱いを享受することを期待すべきではない。[10.18]

## **核実験禁止に関する勧告**

20. CTBTの署名および批准を行っていないすべての国は、無条件かつ即時にこれを行うべき。同条約が発効するまで、すべての国は、核実験の自制を継続すべき。[11.1-8]
21. すべての署名国は、世界を網羅する監視制度の完成、認められた場合の現地査察の支援、効果的な国内データセンターと情報収集システムの整備を含め、CTBTO準備委員会の更なる発展と運営のために必要な財政的、技術的、政治的支援を行うべき。[11.9-12]

## 核分裂性物質の使用制限に関する勧告

22. すべての国は軍縮会議において、核兵器用またはその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する、差別的でなく、国際的・効果的に検証可能で、不可逆的な、多数国間の核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の早期妥結を目指し、交渉すべきである。[12.1-14]
23. すべての核武装国は、そのような条約が発効するまで、兵器用核分裂性物質生産のモラトリアムを宣言し、または維持すべきである。[12.15]
24. 既に貯蔵されている核分裂性物質の問題については、段階的アプローチをとるべきである。第一の優先事項は、生産を制限することである。次は、兵器中にあるもの以外のすべての核分裂性物質を、非爆発的使用に限定するという不可逆的で検証可能な義務の対象とすることを確保すべく取り組むことである。更に、核兵器削減の合意の際には、核兵器の解体から生じる核分裂性物質がこの義務の対象になるようにすることである。[12.18]
25. 暫定的な措置として、すべての核武装国は、自発的に、核分裂性物質の貯蔵量と兵器用に必要な量を超える余剰分とを公表し、そのような余剰物質をできる限り速やかにIAEAの保障措置下に置き、可能な限り早期に核兵器に利用できない形態に転換すべきである。[12.19]
26. 民生用研究計画における高濃縮ウラン(HEU)の使用は、可能な限り早期に取り止めるべきであり、分離プルトニウムのエネルギー計画における使用は、実行可能な代替措置が開発された時には段階的に取り止めるべきである。[12.20-27]

## 核セキュリティに関する勧告

27. すべての国は、核物質および核施設のセキュリティ強化のために、2005年改正核物質防護条約(CPPNM)と最新の国際基準の早期採択、協調的脅威削減プログラム(CTR)と関連プログラムの世界的実施の加速、国際的な能力構築と情報共有に

- 対するより積極的な取り組みを含め、更なる措置をとることに合意すべき。[13.1-16, 22-23]
28. 2010年4月の「核セキュリティに関するグローバルサミット」とその後のフォローアップ活動において、Box 13-1に特定された、実施面を重視した課題を優先的に対処すべき。[13.4]
29. 「汚い爆弾(ダーティ・ボム)」に利用可能な物質の規制については、放射線源の安全とセキュリティに関する行動規範を協調的に実施するための更なる努力が必要。このような努力は、各国が行う法律や使用認可手続の改正、使用者側に対する問題意識の浸透、そして全般的な安全とセキュリティの強化への支援を伴うべき。[13.17-21]
30. 各国が自国の情報を共有するだけでなく、その解釈や取扱い方法を他国に提供できるような仕組みとなる中央情報センターの設置に向けた努力を引き続き行うべき。[13.22]
31. 不法取引で摘発された物質や、核爆発に用いられた物質の出所を特定するための核鑑識という新しい科学技術に対し、核密輸国際技術作業グループへの追加的資源の提供を含め、強力な支援を行うべき。[13.24-25]

## 原子力の管理に関する勧告

32. 平和的目的のための原子力の利用は、軍縮、不拡散と並ぶNPTの基盤をなす3本柱のひとつとして引き続き強く支援されるべき。また、開発途上国が人的な開発のために平和目的の原子力を十分活用できるよう支援するため、IAEAの技術協カププログラムを含め、一層多くの財源を提供すべき。[14.1.3]
33. 2008年のG8北海道洞爺湖サミットで発表された、原子力の基盤整備に関する国際協力のためのイニシアティブを支援していくべき。これは、3S、すなわちsafeguards(保障措置)、security(セキュリティ)、safety(安全)の重要性に関する意識を国際

的に高め、関心国による関連措置の整備を支援することを目的とするものである。  
[14.4-6]

34. 政府と産業界は拡散抵抗性を、原子力施設の設計と運転における不可欠の目標として支持し、制度的な措置と技術的な措置を通じて促進しなければならず、いずれの措置が欠けても十分ではない。[14.7-8]
35. プルトニウム再利用の拡大および高速中性子原子炉の導入は、不拡散の目的を促進し、拡散やテロリズムの危険の増大を避ける方法で追求されなければならない。特に、高速中性子炉の研究開発については、兵器級プルトニウムが生成されないような炉を設計し運転することを、その主要な目標とすべき。[14.9-15]
36. 多数の国において使用済燃料の蓄積が増加するのを回避するため、燃料供給者による使用済燃料の回収の取決めといった国際的な対策が望まれる。かかる観点から、初装荷炉心からの燃料回収に特に注意を払うべき。[14.13]
37. 使用済燃料の処理に用いる新しい技術を開発し、現在の再処理方式をすべて回避すべき。そのような技術が確立したときには、熱中性子炉や通常の再処理施設におけるMOX燃料の使用は、段階的に廃止できる。[12.26]
38. 原子力産業界、そして政府と産業界との連携は、世界中で民生原子力部門が成長することに伴う拡散危機を緩和する上で、より重要な役割を果たす必要がある。産業界は、その事業に影響を与える法令や条約の起草段階で政府の積極的なパートナーとなり、そのような法令等が実行可能で、皆が遵守できるようにすることを確保すべき。[14.16-24]

## 核燃料サイクルの多国間管理に関する勧告

39. 核燃料サイクルの多国間管理を、特に燃料バンク、濃縮・再処理施設、そして使用済燃料貯蔵施設の多国間管理を通じて、強く推し進めるべき。このような方策は、原子力の平和利用に対する地球規模の信頼を構築していく上で非常に有益であり、また機微な燃料サイクルに関するすべての活動が多国間によって検証・管理される



ことが必要な要件となる核兵器のない世界に向けて、重要な基盤を提供する。  
[15.48]

40. より長期的な提案が受け入れられるまでの間、燃料供給の保証を受ける代わりに、受領国は、契約期間中に限り、自国内での機微な燃料サイクル施設の建設と運転を放棄するという任意の取決めを支持すべき。[15.47]

## 2010年運用検討会議における優先事項の勧告

41. 以下が、2010年NPT運用検討会議の主要優先事項となるべき。

(a) *核軍縮に向けた行動*: 2000年に合意された「13の実際的措置」を更新・拡大した20項目からなる「核軍縮のための行動に関する新たな国際的コンセンサス」(Box 16-1参照)への合意。

(b) *保障措置と執行の強化*: 以下についての合意。

- すべての国が追加議定書の適用を受け入れ、また、普遍化を進めるために、追加議定書の受け入れをすべての国の原子力関連輸出の条件とする。
- NPTから脱退する国は、NPTの締約国であった間に獲得した原子力物質、設備および技術を平和目的以外の目的に使用できないことを宣言する。
- 安全保障理事会が、いかなる脱退も原則として国際の平和と安全の脅威として見なされることを明確にするよう勧告する。
- そのような脱退の後にも保障措置協定が引き続き適用されることを原子力関連輸出の条件とするよう各国に勧告する。

(c) *IAEAの強化*: セディージョ委員会が2008年に勧告したように、実質成長ゼロという制限を無くし、また、通常予算以外の拠出に対する重要な機能の依存度を減らすために、通常予算を大幅に増額することについての合意。



- (d) *中東非大量破壊兵器地帯*:国連事務総長が、1995年の中東に関する決議を履行するための創造的かつ斬新な方途(地域のすべての主要国が受け入れられる信頼醸成措置の特定を含む)を検討することを目的に、すべての関係国による会議を早期に召集すること、およびこれを促進するための早期の協議を開始することについての合意。
- (e) *核セキュリティ*:すべての国による、2005年の改正核物質防護条約および最新の国際基準の受諾、協調的脅威削減プログラムおよび関連プログラムの世界的実施の加速、並びに国際的な能力開発・情報共有に対するより強いコミットメントを含め、核物質および関連施設の防護を強化するための更なる手段を講じることについての合意。
- (f) *原子力の平和利用*:平和目的のための原子力の利用は、引き続きNPTの根本的な目的の一つであること、また、開発途上国が人的な開発のために平和目的の原子力を十分活用できるよう支援するために、IAEAの技術協力プログラムを通じたものも含め、一層多くの財源を提供すべきことについての合意。

## 核兵器数削減に対する勧告:二国間および多国間プロセス

42. 「最小化地点」目標は、遅くとも2025年までに、米露がそれぞれ合計で500発の核弾頭数にまで削減し、また、他の核武装国がその核兵器保有量を少なくとも増加せず(そして大幅に削減することが望ましい)、世界の核弾頭総数を2000発以下にすることを達成すること。この目標においては、戦略兵器だけではなくすべての種類の兵器や、さらに配備された兵器だけでなく、備蓄されたものや、解体待ちの兵器(再編成・配備は依然として可能)も同様に削減しなければならない。[7.8; 18.1-3]
43. 二国間の目標を達成可能な範囲にするために、米露は、現在交渉中のSTART後続条約の導入の下で想定されている削減を遅くとも2015年までに早めて実現し、条約の実施を加速化させるべき。[17.13]

44. 米露は上記条約の批准後、更なるSTART合意を遅くとも2015年までに達成することを目指し集中的な交渉を直ちに再開すべき。この合意により両国の保有する核弾頭数を2020年までにそれぞれ1000発に、望むらくはより少ない数にまで削減する。  
[17.12-13]
45. 米露以外の核武装国が保有する核弾頭総数が1000発以下となり、世界の核弾頭総数が最大で2000発になるという最小化地点目標を達成するために最も優先的に必要なことは、すべての核武装国が核兵器数を増やさないと明確に約束することであり、核武装国によるそのような宣言を可能な限り早期に求めるべき。[17.15-16]
46. 多国間核軍縮交渉に向けた下準備のために、すべての核武装国が互いに戦略的対話を開始すべきであり、この過程のあらゆる段階で生じるミサイル防衛、通常兵器の不均衡、核軍縮検証を含むすべての課題について体系的で実質的な国家研究を行うべき。[17.17-19, 22-24]
47. 多国間核軍縮プロセスを促進するために、交渉のための適当な手順について早期に合意する必要性を考えれば、すべての核武装国間での初期の公式または非公式の協議のための適当な場所として、ジュネーブ軍縮会議を検討すべき。[7.9; 17.20-21]
48. すべての核武装国にとってその信頼性が共通の利益となっている将来の検証プロセスを推進するために、すべての関連する記録が特定され、確保され、保護され、かつ関連の測定とサンプル採取が行われることを確保するための「核考古学」の措置が、すべての核武装国家によって直ちにとられるべき。[17.25-26]

### **核政策への勧告:先制不使用、拡大抑止、そして消極的安全保証**

49. 核兵器が究極的に廃絶されるまでの間、すべての核武装国は、明白な先制不使用宣言を行い、自国またはその同盟国への核攻撃に対する報復措置としての使用または使用の威嚇のためのみに核兵器を保持することとし、いかなる潜在的な敵対

核武装国に対しても、予防的にも、先制的にも核兵器を使用しないことを約束すべき。[17.28]

50. 現時点でそのような宣言を行う用意がない場合には、すべての核武装国は、核兵器が完全に廃絶できるような時まで、少なくとも、核兵器を保有する唯一の目的は、他の国が自国またはその同盟国に対して核兵器を使用することを抑止するためであるという原則を受け入れるべき。[7.10; 17.28–32]
51. 現在、拡大抑止力の恩恵を受けている同盟国は、特に生物・化学兵器を含む他の兵器からの容認できない危険にさらされることはないという強固な保証が付与されるべき。この関連で、生物兵器禁止条約および化学兵器禁止条約の普遍化を促進し、また、生物兵器禁止条約の遵守を確保するためのより効果的な方途を開発することを目的とした強力な努力を継続すべき。[17.29]
52. 少なくとも「唯一の目的」の宣言が、2010年の早期に発表が予定されている米国の「核態勢見直し」に盛り込まれることは、他の核武装国をより積極的にさせるための圧力となり、また、2010 NPT運用検討会議での「二重基準」にかかる主張を挫く上でも、特に重要だ。[17.32]
53. 非核兵器国に対して核兵器を使用しないという、新しくかつ明白な消極的安全保証(NSA)が、すべての核武装国によって、拘束力のある安全保障理事会決議により裏付けられた形で供与されるべき。そのような保証は、安全保障理事会によって、NSAを供与しないことを正当化できる程の重大なNPT違反があると判断された国に対しては供与されないということを唯一の条件とすべき。[17.33–39]
54. すべてのNPT核兵器国は、すべての非核兵器地帯に関する議定書を署名・批准すべきであり、他の核武装国(それらの国がNPTの枠外に留まる限り)は、これら非核兵器地帯のそれぞれに個別の消極的安全保証を供与すべき。[16.16]

## 核戦力態勢についての勧告：発射警戒態勢と透明性

55. 基本的な目標は、武装解除型先制攻撃に対する残存能力を明白に維持しつつも、核戦力を即時に使用できないことを確実にするための変更を、核戦力配備において可能な限り早期に実現することである。核戦力配備と警戒態勢について透明性を確保することにより、安定性の最大化を図るべき。[7.12–15; 17.40–50]
56. あらゆる核兵器の発射を決定するための時間を長くする方途を見つけること、また、米露間で行われている交渉過程が困難かつ複雑であることを認める一方で、可能な限り早期にこれらの核兵器を警報即発射の警戒態勢から外すことが極めて重要。[17.43]
57. 核軍縮で真の進展を可能にする戦略的対話を実現するためには、すべての核武装国が核政策と核戦力態勢の双方で最大限可能な透明性を提供すべき。[17.44]
58. こうした観点からイスラエルがその完全な曖昧政策を緩和することは有意義であるが、そうすることが引き続きできないことが、イスラエルが多国間核軍縮交渉に参加することの妨げになるべきでない（核軍縮は、保障措置下に置かれていない核分裂性物質を取り除き、国際的な保障措置下に置くプロセスと定義できるため）。[17.45–50]

## 北朝鮮とイランに関する勧告

59. 核兵器計画を公然と遂行する北朝鮮の問題について、交渉を通じた満足のいく解決を達成するための努力が、六者会合の枠組みの中で続けられる必要がある。そのような解決には、安全の保証と経済支援の代わりに、検証可能な非核化とNPTに対するコミットメントの回復を含む。[17.52–56]
60. イランの核能力とその意図に関する問題について、交渉を通じた満足のいく解決を達成するための努力が、P5プラス1、安保理、そしてIAEA加盟国によって続けられる必要がある。そのような解決には、イランが核兵器を保持せず、あるいは追求しな

いことを国際社会が信用するために、濃縮計画が如何なる形であろうと維持される場合には非常に介入的な査察と検証体制を伴うこととなろう。[17.57-60]

## 他の安全保障上の問題(ミサイル、宇宙配備兵器、生物兵器、通常兵器)に関する勧告

61. 対弾道ミサイル(ABM)システムの問題については、戦域弾道ミサイル防衛システムの開発の更なる推進を許容し、相互に関心がある分野での共同運用の可能性も含める一方で、戦略弾道ミサイル防衛には厳しい制限を設定することを目的に、再考すべき。核兵器のない世界では、戦略ミサイル防衛は、潜在的な裏切り国に対する保険として安定化のために重要な役割を果たせるが、現時点では、二国間・多国間の軍縮交渉の大きな障害となっている点を認識すべき。[18.28-30; 2.30-34, 17.18も参照]
62. ミサイルの拡散を防止するための国際的取組は継続すべきだが、INF条約の現締約国は、同条約の多国間化が引き続き実現できないことを条約から脱退することの口実に利用してはならない。[2.35-37]
63. 宇宙空間における軍備競争の防止(PAROS)のためのジュネーブ軍縮会議での現行の取組と、ウィーンに本拠を置く国連宇宙空間平和利用委員会の作業を、強く支持すべき。[18.31]
64. 生物兵器禁止条約および化学兵器禁止条約の普遍化を促進し、実行可能な条約検証制度の構築(それが困難ではあっても)を含め、生物兵器による攻撃の可能性に対しより効果的な防衛手段を開発するための強固な取組を継続すべき。[17.29; 18.32-33]
65. 核武装国間で見られる質・量双方の面での通常兵器の不均衡の問題、特に米国の通常兵器の相対的規模については、将来的に二国間・多国間における核軍縮交渉の大きな妨げとならないよう、欧州通常戦力(CFE)条約で扱われている事項の再考も含め、真剣に対処する必要がある。こうした文脈では、軍備を制限する措置の

みに重点を置くより、紛争防止・解決に向けたより協調的なアプローチを推進する方が、おそらく一層生産的だろう。[18.34–36]

## 行動計画に関する勧告：短期的、中期的、長期的期間

66. 2010年のNPT運用検討会議を含む2012年までの期間を対象とする短期的行動計画は、Box17-1で示す課題に焦点を当てるべき。
67. 短期的行動計画の達成度を評価し、更なる前進のための措置を特定する方法として、国連総会が2012年後半に軍縮特別会期を開催する可能性について検討すべき。その開催に関するいかなる決定も2010年半ばまで先送りし、2010年NPT運用検討会議の結果を考慮し、必要な財源や努力を正当化するのに十分な機運があるかを検討できるようにすべき。[17.2–3]
68. 2012年から2025年までの期間を対象とする中期的行動計画では、Box18-1に示す課題へ焦点を当てるべき。
69. 2025年以降を対象とする長期的行動計画では、Box19-1で示す諸条件の構築に焦点を当てるべき。
70. 長期にわたり核軍縮の機運が高まるにつれ、費用負担の割り当ての問題が生じる可能性があることを踏まえ、関心国が、核軍縮・不拡散に伴う費用の算出と、その費用の調達方法の選択肢に関する詳細な研究を委託することは有益だ。[18.26–27]

## 政治的意思を動員し、持続させる

71. 政策立案者や彼らに影響力を持つ者に核軍縮・不拡散問題をより効果的に知らしめるために、伝統的・現代的伝達媒体と直接的な唱道の双方を通じたキャンペーンを継続することが必要である。有力な非政府組織がこうした役割を効果的に果たすため、必要な範囲で政府や慈善財団が適切に支援する必要がある。[20.7–10]

72. 小・中・高等学校や大学の場においては、核兵器の歴史、核兵器の配備・拡散の継続に伴う危険や脅威、そして潜在的な打開策に焦点をおく核軍縮や関連する問題についての正規の教育と訓練に新たに大きな力を入れるべき。これに関連して、大学や、外交研修機関とその関連機関において、科学的・技術的事項から戦略的・法的事項に至る核関連の問題に関するより専門的な教科課程が必要である。[20.11–12]
73. 現在配布されているモデル核兵器禁止条約の概念をさらに洗練し、発展させ、その規定を可能な限り実行可能で現実的なものとし、それに対する支持を形成するための作業を直ちに開始すべき。その目的は、多国間軍縮交渉の機運が高まった時に、その交渉に報告され、また、その交渉を導くことができるような十分に完成した草案を作成することである。関心国政府は、適切な財源を提供し、核兵器禁止条約のさらなる発展を支援すべき。[20.38–44]
74. 時間が経過しても政治的意思を持続させられるように、定期的に「評価表」を公表すべき。十分に専門的で幅広い研究による支援を受けた権威のある国際パネルが、本報告書が示す行動計画に基づき、核武装国と非核武装国双方の行動を評価する。[20.49–50]
75. 異なる多くの国の多くの機関・組織が行う核不拡散・核軍縮問題に関する研究の中心拠点および情報センターとして行動し、志を共有する諸政府と市民社会団体の双方に対して研究と唱道による支援を提供し、上述の「評価表」の準備を行うため、新しい「核不拡散・核軍縮のためのグローバル・センター」を設立することを検討すべき。[20.53]
76. こうしたセンターは、以下の二つのレベルで機能するよう構成されるよう。
- (a) 研究と唱道に関する常勤の専門家により構成される基盤で、一流の関連研究機関のもつ幅広い国際ネットワークが提供する資源を直接活用する。



- (b) 幅広い経験を持つ世界的に著名な人物から選ばれた運営委員会や諮問委員会により形成される上部構造。センターによる報告書、政策構想およびキャンペーンに対して適宜承認を与える。[20.51–54]